

# ハヤヨミ！ 看護政策 No.452

都道府県看護協会長 様  
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部  
2024年12月18日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 看護職を含め、医療関係職種の 確保や偏在の是正を求める —医療部会—

公開可

### ◎医療 DX の更なる推進等について議論

医療部会

11月28日に標記部会が開催され①医療DXの更なる推進等について②「美容医療の適切な実施に関する検討会」の報告書について③認定医療法人制度の延長等について④医師偏在是正対策について議論した。特に医師偏在是正対策については、事務局より、医師の偏在対策に向けた規制的手法、経済的インセンティブなどの具体的な取り組み案が示された。例えば、医師多数区域においては規制を強化するなどの手法について、保険者などの委員が強く求めた一方で「効果が乏しい上に、自由診療や他産業への人材流出に繋がり逆効果だ」とする指摘もあった。「まずは、どのような課題がどのような背景から生じているか、地域の実情を踏まえた課題の整理・可視化が必要」との意見もあった。経済的インセンティブについては、一定の理解が得られたが、その財源として診療報酬や保険料からの負担とすることに多くの委員が疑問を呈した。その理由として、医師偏在は医療提供体制上の問題として国および都道府県が責任を負うべきものである。また、診療報酬は、国が医療政策・誘導のために使えるものではなく、法律上、診療の対価であるというもの。勝又副会長は、他の検討会、部会において、多くの構成員より医師以外の医療従者の偏在是正対策の検討を求める意見が上がっていることを共有した上で「医療提供体制の確保には、医師のみならず看護職を含め、多くの医療関係職種の確保や偏在の是正などが不可欠であり、地域全体での医療関係職種の確保も併せて検討をお願いする」と述べた。医師の偏在是正は、2024年末までに総合的な対策パッケージが策定される予定。（執筆：勝又副会長）

### ◎要介護認定の認定審査期間等について議論

介護保険部会

12月9日に上記部会が開催され、①医療等情報の二次利用に係る現状と今後の対応方針②要介護認定の認定審査期間について議論した。①については、介護レセプトデータなどについて仮名化情報（※）の利用・提供を行うこと、その際の、適切な保護措置および各データベースの管理・運用の対応方針案などが示され了承された。また、②については、要介護認定の認定審査期間（令和4年度下半期の各市町村の平均

＜お問合せ先＞ 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

値は、中央値で 38.9 日、最大で 78.7 日) の短縮に向けた議論が行われた。今後、認定審査期間が 30 日以内となるよう、認定審査の各段階における目安期間が示される。なお、令和 6 年度から都道府県別および保険者別の認定審査期間が厚生労働省 HP で公表されることとなっている。田母神常任理事は、①について、目的としての公益性の担保、データベースの管理や保護措置の確実な実施、国民へのわかりやすい情報発信を求めた。②については「審査の迅速化が極めて重要な課題であり、期間短縮のための具体策を併せて検討する必要がある」と指摘した。

(※) 氏名などの削除によりそれ単体では個人の識別ができないよう加工した情報。  
(執筆：田母神常任理事)

## ◎新たな地域医療構想に関するとりまとめ(案)について議論

### 新たな地域医療構想等に関する検討会

12 月 10 日に、上記検討会が開催され①新たな地域医療構想に関するとりまとめ(案)について②医師偏在対策に関するとりまとめ(案)について議論した。①については、前回の検討会の意見をもとに修正案が示され、一部文言の修正の意見が出された。吉川常任理事が前回意見した、生産年齢人口の減少に伴い、看護職をはじめとした医療人材の確保ができない中では、医療提供体制の構築は難しくなり、医師以外の医療従事者の人材確保・育成が重要になる。この人材確保に関する課題認識と、対策についての追記を求めたことについては「現行の地域医療構想の課題」および「医療提供体制の現状と目指すべき方向性」などの部分に記載された。

②については、今後の医師偏在対策の具体的な取り組みがまとめられ、今後、優先的に医師確保対策を進める地域を「重点医師偏在対策支援区域」とすることが示された。また、外来医師多数区域における新規開業者への医療機能変更などの要請の仕組みについて、都道府県からの要請に従わない場合、勧告や保険機関の不指定・取消の規定することについては、憲法上の職業選択の自由などに抵触する恐れや、健康保険法上の保険医療機関の取消の理由に該当しないことなどから、賛否について両論併記された。①②ともに座長預かりで承認された。詳細は、下記 HP を参照。

厚生労働省 HP：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_46886.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46886.html)

(執筆：吉川常任理事)

「ハヤヨミ！看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。